暗号資産取引約款

本取引約款は、株式会社デジタルアセットマーケッツ（以下「当社」といいます。）が運営する暗号資産取引所その他の当社が提供する暗号資産に関連するサービス（以下「本サービス」といいます。）を利用いただくための約款であり、本サービスのお客様の遵守していただけなければならない事項および当社とお客様との間の権利義務関係を定めるものです。なお、本取引約款と個別の利用契約の規定が異なるときは、個別の利用契約の規定が本取引約款に優先して適用されるものとします。

第1条 定義等

1. 「暗号資産」とは、資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号。その後の改正を含む。以下「資金決済法」といいます。）第 2 条第 14 項で規定する「暗号資産」を意味します。
2. 「犯収法等」とは、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。改正を含む。）、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。改正を含む。）、およびこれらの関連する法令等（官公庁策定・公表のガイドライン等を含む。）ならびに FATF（Financial Action Task Force）基準および FATF 公表文書等を総称します。
3. 「当社ウェブサイト等」とは、当社が「https://www.digiasset.co.jp/」のドメイン（サブドメインおよび変更後のドメインを含みます。）において運営するウェブサイトおよび当社が提供するスマートデバイス(スマートフォン等)用アプリケーションを意味します。
4. 「本サービス」とは、当社ウェブサイト等で提供される、当社が指定する暗号資産の売買または交換に関するサービス、お客様間で暗号資産の売買または交換をする場を提供するサービス、これに関して当社が別途定めるお客様の金銭または暗号資産の管理をするサービス、その他暗号資産に関連するサービス（理由を問わずサービスの名称または内容が変更された場合は、当該変更後のサービスを含みます。）を意味します。
5. 「お客様」とは、本約款に同意し、当社所定の申込手続および本人確認手続を完了し、当社が利用登録を承認した個人または法人を意味します。
6. 「法人」とは、商業登記可能な会社（株式会社/有限会社/合資会社/合名会社/合同会社）、または法人登記可能なその他の法人（一般社団法人・一般財団法人等）を意味します。
7. 「取引担当者」とは、本サービスを法人で利用する場合において、当該法人の代表者が予め選任し、本サービスの利用に関する一切の権限を付与された上で、当社に届け出た取引の担当者を意味します。
8. 「外国 PEPs（Politically Exposed Persons、外国政府等の重要な公人等）」とは、外国の政府等において重要な地位にある者、過去に外国の政府等において重要な地位にあった

© Digital Asset Markets, Inc.

者、それらの家族および実質的支配者がこれらの者である法人を意味します。

9. 「パスキー」とは、お客様のデバイスに登録された生体情報等（顔、指紋、PIN 認証等）を利用して、お客様がそのデバイスの正当な利用者であることを確認する方法を意味します。
10. 「本人確認」とは、犯罪による収益の移転防止に関する法律その他関係法令に基づき、当社がお客様の本人性を確認するために実施する確認手続を意味します。
11. 「公的個人認証サービス（JPKI)」とは、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」といいます。）の認証業務に関する法律に基づき J-LIS が提供する公的個人認証サービス（JPKI）であって、マイナンバーカードに搭載された電子証明書を利用して本人確認を行う仕組みを意味します。
12. 「基本 4 情報」とは、公的個人認証法その他関係法令に基づき、J-LIS から提供を受けるお客様の氏名、住所、生年月日および性別をいいます。
13. 「マイナンバーカード」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき交付される個人番号カードを意味します。
14. 「電子証明書」とは、公的個人認証サービス（JPKI）において発行される署名用電子証明書および利用者証明用電子証明書を意味します。
15. 「電子署名」とは、署名用電子証明書を利用して行われる電子的な署名を意味します。
16. 「利用者証明」とは、利用者証明用電子証明書を利用して、お客様本人による利用であることを証明する行為を意味します。
17. 「総合口座」とは、お客様が保有する暗号資産およびお客様が本サービスを利用して取引をするための金銭を当社が管理するために、本約款に定める方法により開設した口座を意味します。
18. 「取引口座」とは、暗号資産の売買、暗号資産の証拠金取引等の取引を行うための口座を意味します。
19. 「コールドウォレット」とは、暗号資産を格納するツールで、外部環境と繋げず、オフラインで厳重に管理するものを意味します。
20. 「利用契約」とは、当社とお客様との間で成立する、本約款の定めに従った本サービスの利用契約を意味します。

第2条 適用範囲

1. 本約款は、本サービスの利用に関する当社とお客様との間の権利義務関係を定めることを目的とし、お客様による本サービスの利用に関わる一切の関係に適用されます。
2. お客様は、本約款の内容を十分に理解し、本約款にご同意いただいた上で、本サービスを利用いただくものとします。

© Digital Asset Markets, Inc.

第3条 お客様について

1. 個人のお客様の場合、以下の各号の要件をすべて満たしている必要があります。

(1) 暗号資産を利用する際の注意点および暗号資産取引にかかる重要事項について（https://www.digiasset.co.jp/#footer）、十分ご理解いただいていること

(2) 当社が交付する各種約款、交付書面等のすべてをご確認の上、ご承諾いただけること

(3) 満 18 歳以上であること

(4) 日本国内に居住していること

(5) ご自身の判断と責任により取引を行うことができること

(6) 日本国内の金融機関にご自身名義の口座を保有していること

(7) 外国 PEPs に該当しないこと

(8) 反社会的勢力等に該当しないこと

(9) ご自身専用のメールアドレスおよび携帯電話番号をお持ちで、当社から電子メールおよび電話で連絡を取ることができること

(10) その他、当社が定める基準に該当すること

2. 法人のお客様の場合、以下の各号の要件をすべて満たしている必要があります。

(1) 暗号資産を利用する際の注意点および暗号資産取引にかかる重要事項について（https://www.digiasset.co.jp/#footer）、十分ご理解いただいていること

(2) 当社が交付する各種約款、交付書面等のすべてをご確認の上、ご承諾いただけること

(3) 国内に本店が登記されている法人であり、法人登記上の本店所在地で郵送物の授受が可能であること

(4) 日本国内に法人名義の金融機関口座を保有していること

(5) 代表者および取引担当者が、当社が定める個人のお客様の取引開始基準を満たしていること

(6) 実質的支配者が外国 PEPs に該当しないこと

(7) 実質的支配者が反社会的勢力等に該当しないこと

(8) 法人専用のメールアドレスおよび携帯電話番号をお持ちで、当社から電子メールおよび電話で連絡を取ることができること

(9) 代表者、取引担当者、もしくは実質的支配者が当社からの面談の依頼に応じることができること

(10) その他、当社が定める基準に該当すること

第4条 口座の開設

1. 本サービスの利用を希望する者（以下「利用希望者」といいます。）は、本約款に同意した上で、当社所定の情報を当社所定の方法で当社に提供し、お客様情報を登録するとともに、

© Digital Asset Markets, Inc.

犯収法等に基づく本人確認手続（本人確認書類の提出、顔写真撮影、公的個人認証サービス（JPKI）の利用等を含みます。）を完了することにより、当社に対し、総合口座および取引口座の開設を申込むものとします。

2. 利用希望者は、利用希望者専用の必要な機器(パソコンやスマートフォン等)をお持ちであること、ならびに携帯電話番号により、SMS 等を通じた認証が可能であることが必要となります。

3. 口座の開設は、原則としてお客様一名につき一口座に限られるものとします。

4. 利用希望者は、当社所定の方法により、マイナンバーカードに搭載された電子証明書を利用した公的個人認証サービス（JPKI）による本人確認を行うものとします。この場合、利用希望者は以下の事項について予め同意するものとします。

(1) マイナンバーカードの IC チップから電子証明書を読み取ること

(2) J-LIS に対して電子証明書の有効性確認を行うこと

(3) 当社が、本人確認業務の全部または一部を、当社が指定する第三者に委託すること

(4) 本人確認に必要な範囲で個人情報を取得・利用すること

(5) 当社または当社が委託する第三者が、電子証明書の有効性、失効の有無、その他本人確認に必要な事項について、J-LIS に照会し、確認すること

5. 利用希望者は、当社から交付された日本語による諸通知等の記載内容が理解できること、および日本語による電話等での会話ができ、意思の疎通に支障がない必要があります。

6. 当社は、当社の基準および手続（関連法令に基づく取引時確認手続を含みます。以下同じ。）に従って、利用希望者による総合口座および取引口座の開設の可否を判断し、当社が開設を認める場合にはその旨を利用希望者に対して通知し、この通知により総合口座および取引口座の開設が完了し、当該利用希望者は当社のお客様となるものとします。

7. 前項に定める手続の完了後、本約款の定めに従った本サービスの利用契約が、お客様と当社との間に成立するものとし、お客様は本サービスを当社所定の方法で利用することができるようになります。

8. 当社は、利用希望者が、以下の各号のいずれかに該当する場合は、総合口座および取引口座の開設を拒否することができるものとします。

(1) 利用希望者が当社に提供した情報の全部または一部につき、虚偽、誤記または記載漏れがあった場合

(2) 利用希望者が当社に提供した情報の全部または一部につき、当社所定の方法で確認ができない場合

(3) 個人の利用希望者が満 18 歳未満の者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかに該当する場合

(4) 利用希望者が外国 PEPs に該当する場合

(5) 利用希望者が反社会的勢力等に該当する場合、または利用希望者が資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営もしくは経営に協力もしくは関与する等、反社会的勢力

© Digital Asset Markets, Inc.

等と何らかの交流もしくは関係があると当社が判断した場合

(6) その他、当社が総合口座および取引口座の開設を適切でないと判断した場合

9. 第 6 項に定める手続の完了後であっても、犯収法等に基づく取引時確認が必要な場合、その他当社が必要と認める場合には、お客様に対し、当社が指定する必要書類の提出または公的個人認証サービス（JPKI）による再確認手続を求める場合があります。お客様がこれら必要書類の提出または再確認手続を行わない場合、当社は、お客様との取引の全部もしくは一部を停止し、またはお客様の総合口座および取引口座を凍結もしくは解約することができるものとし、これにより生じたお客様の損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

10. 第 2 項、第 5 項または第 8 項の定めにより、利用希望者による総合口座および取引口座の　開設が認められなかった場合でも、当社は、当該利用希望者に対してその理由を明らかにする義務を負わないものとします。また、この場合、当社は利用希望者から受領した書類等を返還する義務を負わないものとします。

第 4 条の 2 公的個人認証サービス（JPKI）の利用

1. 当社は、利用希望者またはお客様の本人確認その他犯収法等に基づく確認を行うため、公的個人認証サービス（JPKI）を利用するものとします。

2. 当社は、公的個人認証サービス（JPKI）を利用するにあたり、利用希望者またはお客様の同意に基づき、電子証明書情報、電子証明書の有効性確認結果その他本人確認に必要な情報を取得し、利用するものとします。

3. 当社は、本人確認業務および電子署名等確認業務の全部または一部を、主務大臣の認定を受けた事業者その他当社が指定する第三者に委託する場合があります。

4. 利用希望者またはお客様は、電子証明書およびこれに関連する暗証番号その他の認証情報を自己の責任において適切に管理するものとし、当社は、当社に故意または重過失がある場合を除き、当該認証情報の漏えい、紛失、盗難または不正使用によって生じた損害について責任を負わないものとします。

5. 公的個人認証サービス（JPKI）の利用に際して取得した個人情報の取扱いについては、本約款および当社が別途定める個人情報保護方針に従うものとします。

第 4 条の 3 最新の利用者情報の取得および利用

1. 当社は、お客様の同意を得た場合、公的個人認証法その他関係法令に基づき、J-LIS からお客様の最新の利用者情報（基本 4 情報その他当社が別途定める情報を含みます。）の提供を受けるものとします。

© Digital Asset Markets, Inc.

2. 当社は、基本 4 情報等を、本人確認、お客様情報の最新性確認、本サービスの提供および管理、マネー・ローンダリング等対策ならびに法令上必要な業務のために利用するものとします。
3. お客様は、当社所定の方法により、基本 4 情報等の取得および利用に関する同意を撤回することができます。
4. 当社は、同意が撤回された場合には、法令上保存が必要な場合を除き、新たな基本 4 情報等の取得を停止するものとします。

第5条 登録情報の変更

1. お客様は、総合口座および取引口座に登録された情報に変更があった場合には、速やかに、当社所定の方法により、当該変更事項を当社に通知し、当社が必要に応じ求める書類の提出または公的個人認証サービス（JPKI）による再確認手続を行うものとします。
2. 前項により求める書類が提出されない場合、または提出された書類の確認ができない場合、当社は、お客様との取引の全部もしくは一部を停止し、またはお客様の総合口座および取引口座を凍結もしくは解約することができるものとし、これにより生じたお客様の損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

第6条 お客様情報および取引内容に関する確認

1. 当社は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与ならびに経済制裁措置に関する規制等への違反（以下「制裁違反」という）の防止の観点から、お客様の情報および取引内容等を適切に把握するため、お客様に対し、定期または随時に期限を指定して各種確認や書類の提出等を求めることができ、お客様はこれに協力するものとします。
2. 当社が指定した期限までに、お客様が前項の各種確認や書類の提出等の求めに応じない場合、当社は、お客様との取引の全部もしくは一部を停止し、またはお客様の総合口座および取引口座を凍結もしくは解約することができるものとし、これにより生じたお客様の損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

第7条 法令に基づく居住地国等の届出及び情報提供

1. お客様は、本サービスを利用するにあたり、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」（以下「実特法」といいます。）に基づき、税務上の居住地国、外国の納税者番号その他所定の事項を、当社所定の方法により当社へ届け出るものとします。
2. 2025 年 12 月 31 日時点で本サービスを利用しているお客様は、2026 年 12 月 31 日まで

© Digital Asset Markets, Inc.

に、前項に定める届出を行うものとします。

3. 前各項に定める届出後、お客様の税務上の居住地国その他届出内容（法人のお客様については、実質的支配者の税務上の居住地国等を含みます。）に変更が生じた場合、お客様は、当該変更が生じた日から 3 か月以内に、その変更内容を当社へ届け出るものとします。
4. 当社は、実特法その他法令等に基づき必要となる場合、報告対象となるお客様の口座情報等（氏名、住所、生年月日、税務上の居住地国、外国の納税者番号、暗号資産取引に関する情報等。法人のお客様については、実質的支配者に関する情報を含みます。）を国税庁、国税局、または税務署（以下「税務当局」といいます。）へ報告し、または税務当局からの照会に対する回答その他必要な対応を行うことがあります。
5. お客様は、当社が実特法その他法令等に基づき、お客様が登録し、または更新した税務上の居住地国、外国の納税者番号その他当社所定の事項を、新規届出書または異動届出書に記載すべき事項として利用し、当該登録または更新をもって当該届出書の提出があったものとして取り扱うことに同意するものとします。
6. お客様は、前各項に関連して当社から求めがあった場合、当社所定の事項に関する届出、変更内容の届出、資料の提出その他当社所定の対応を速やかに行うものとします。

第8条 口座の利用

1. お客様が個人の場合、総合口座および取引口座は、当該お客様ご本人に限り使用できるものとし、お客様ご自身が総合口座および取引口座を管理する一切の責任を負うものとします。ご登録いただいたお客様のユーザ ID、パスワードおよびパスキー認証に使用する秘密鍵等の認証情報については、お客様ご自身の責任において厳重に管理しなければなりません。
2. お客様が法人の場合、総合口座および取引口座は、当該法人の取引担当者が総合口座および取引口座を管理する一切の責任を負うものとします。また、当社は、法人のお客様が本サービスを利用する場合には、当該法人の取引担当者が本サービスを利用しているものとみなし、お客様はこれに予め同意するものとします。ご登録いただいたお客様のユーザ ID、パスワードおよびパスキー認証に使用する秘密鍵等の認証情報については、お客様ご自身の責任において厳重に管理しなければなりません。
3. 当社ウェブサイト等へのログイン時および本サービスの利用時において、入力されたユーザ ID およびパスワードが、予め設定されたお客様のユーザ ID およびパスワードと一致することを当社が確認できた場合、当該ユーザ ID およびパスワードの偽造、変造、盗難または不正使用その他いかなる事由の有無にかかわらず、当該認証による取引を有効なものとみなして取り扱います。
4. パスキーを利用した認証は、お客様ご自身の意思による正当な利用であると当社が判断す

© Digital Asset Markets, Inc.

るための手段です。当社においてパスキー認証を確認できた場合、第三者による不正使用その他いかなる事由の有無にかかわらず、当該認証による取引を有効なものとみなして取り扱います。

5. ユーザ ID、パスワードおよびパスキー認証に使用する秘密鍵の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用、ハッキング等による損害の責任はお客様が全て負うものとし、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社は一切の責任を負いません。
6. お客様は、ユーザ ID およびパスワードの盗難や、第三者による使用が判明した場合には、直ちにその旨を当社に通知するとともに、関係各所への対応等において、当社と協力して対応に当たるものとします。
7. お客様は、総合口座および取引口座開設後、当社所定の方法により、総合口座への金銭の入金を行い、本サービスを利用することができます。
8. 当社は、お客様の求めにより、総合口座において管理されている金銭の払戻しに応じます。お客様は、自らの責任において、金銭の振込先の預金口座（お客様本人名義の預金口座に限ります。）を指定することとします。当社は、お客様の指図に従って当該預金口座への振込を行った場合には、当社に故意または重過失がある場合を除き、かかる金銭について生じ得る一切の責任を免れるものとします。
9. 金銭の入金および払戻しの上限は、それぞれ別途当社の定めるところによるものとします。お客様からの金銭の入金および払戻しの金額が、当社が定める上限額を超過した際には、これを拒否することがあります。
10. お客様からお預かりした金銭が、長期間にわたり暗号資産の売買等のために使用されない場合、当社は、当該お客様に通知した上で、当該お客様の承諾を得ることなく、当該金銭について、第 8 項によりお客様が指定した預金口座に振込む方法により、お客様に対し払戻しを行うことができるものとします。
11. 法令変更や当社の基準および手続等に伴い、当社が、お客様から新たに追加で情報の提供を求めた場合には、当社が指定する期日までに速やかに提出することとします。当社が指定した期限までに、お客様がこれに応じない場合については、前条第 2 項に準じて取り扱います。
12. 当社は、個人のお客様が商品ごとの「取引説明書」にて定める年齢となった場合には、本サービスの利用を一部制限させていただく場合があります。制限の詳細については、当社が取引ごとに別途定める「取引説明書」をご確認ください。なお、本サービスの制限によりお客様が被った損害について、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社は一切の責任を負いません。

第9条 暗号資産の現物取引

1. 本サービスのうち、暗号資産の現物取引の利用条件は以下の通りです。

© Digital Asset Markets, Inc.

(1) お客様は、当社が定める方法に従って、暗号資産の種類・数量・価格の決定方法を指定した上で、暗号資産の購入または売却の注文をすることにより、当社との間で、暗号資産の現物取引を行うことができます。

(2) 暗号資産の売買方法はストリーミング注文、リーブオーダー注文およびストップ注文（ストリーミングまたは指値）の 3 種類があります。ストリーミング注文の売買価格および売買数量は、お客様が発注した時点の当社提示価格およびお客様が指定した数量と当社がお客様の注文を受付けた時点の当社提示価格がお客様の指定した許容スリッページの条件と合致した場合、かつ当社所定の成立条件との合致により決定されます。一部出来となった場合に残注文を失効させる注文と、すべての注文が成立しない場合には全注文を失効とする注文をご指定いただけます。リーブオーダー注文の売買価格および売買数量は、お客様が指定した発注価格および数量と当社所定の成立条件の合致により決定されます。有効期間内に成立条件を満たさない場合、リーブオーダー注文は失効することがありますが、当該処理に関し、当社は一切の責任を負いません。ストップ注文はいわゆる逆指値となり、当社のストップ注文はストリーミングと指値の 2 種類があります。通常希望された価格以上になれば買い、または希望された価格以下になれば売るといった注文で、通常の指値とは逆になります。ストップ注文の売買価格および売買数量は、お客様が希望された価格および指定の数量に加え、注文時に許容スリッページの条件（ストリーミング）または注文有効期限（指値）の諸条件をご指定いただき、条件が合致することで決定されます。また、お客様の注文内容および注文受付後の相場変動等により、お客様の指定した価格と実際の約定価格との間に差異が生じることがありますが、当該差異に関し、当社は一切の責任を負いません。

(3) 前号の規定により売買価格および売買数量が決定した時点で、即時に暗号資産の売買契約が、当該決定された価格および数量において成立したものとみなします。お客様は当該契約が成立した時点以降、当該注文を取消または変更することはできません。

2. 当社は、次の各号のいずれかに該当すると合理的に判断した場合には、お客様への事前通知なく、第 3 項に定める措置の全部又は一部を講じることができるものとします。

(1) システム障害、通信障害その他本サービスの運営に支障が生じた場合

(2) 第三者による不正アクセスその他不正行為が発生し、又はそのおそれがある場合

(3) 暗号資産の価格が急激に変動し、市場機能が著しく損なわれた場合

(4) 市場価格から著しく乖離した価格で取引が成立した場合

(5) 法令、監督官庁の要請その他これに準ずる事由がある場合

(6) その他お客様保護又は本サービスの適切な運営のため緊急に必要な場合

3. 当社は、当社は前項の場合、次に掲げる措置の全部又は一部を講じることができるものとします。

(1) 本サービスの一時的な停止

(2) お客様からの注文の受付の停止

© Digital Asset Markets, Inc.

(3) お客様が行った注文の取消

(4) 暗号資産の市場価格から異常に乖離した価格で成立した取引の取消または実勢価格への修正

4. 当社ウェブサイト等のうち、スマートデバイス(スマートフォン等)用アプリケーションを利用いただく際には、以下の点をご了承いただいたものとします。

(1) 法人のお客様は利用することができません。

(2) 通信環境によっては、情報の更新が遅延・欠落することがあります。

(3) 第 1 項(2)にかかわらず、ストリーミング注文のみの取り扱いとなります。なお、電波状況やマーケットの状況等によって、お客様が意図している価格からかい離した価格で約定する場合があります。

(4) パソコン版取引システムとスマートデバイス(スマートフォン等)用アプリケーションは、ストリーミング注文以外の各種注文の設定および許容スリッページは共有されません。

第10条 手数料および支払方法

1. 本サービスの利用に際しては、手数料のお支払が必要となる場合があります。手数料の詳細については、当社ウェブサイト等に掲載している「手数料一覧表」をご確認ください。

2. 手数料のお支払は、原則として日本円によるものとし、当社が総合口座から引き落とす方法により行うものとします。ただし、当社が別途定める場合には、お客様の暗号資産を総合口座から引き落とす方法により行う場合があります。

3. お客様は、本約款において別途定める場合を除き、当社がお客様に対して負担する債務とお客様が当社に対して負担する債務とを相殺することができないものとします。

4. お客様が手数料のお支払を遅滞した場合、お客様は年 14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。この場合、当社は、お客様の当社への債務とお客様の当社に対する一切の債権を、その債権の期限にかかわらず、事前通知なしにいつでも相殺することができるものとします。

第11条 資産の移動

1. お客様の総合口座への入金は、お客様名義の金融機関口座から日本円の振込による方法で行うものとします。

2. お客様は、当社所定の入金方法のみで総合口座に入金することを予め同意するものとします。なお、当社所定の方法以外での入金については、総合口座へ反映されませんので、必ず当社所定の方法での入金を行うようお願いいたします。

3. お客様が当社にあるお客様の総合口座に対して行った振込は、当社が着金を確認した後においては、入金内容の訂正および取消はできないものとします。

© Digital Asset Markets, Inc.

4. お客様の総合口座からの払戻しは、お客様名義の登録された金融機関口座への日本円による振込によるものとします。
5. 当社にあるお客様の総合口座からの払戻しについては、当社所定の方法に則り、かつ当社所定の時限までに、お客様の払戻し指示が当社に到達した場合に限り、実行されるものとします。なお、振込の実行によるお客様名義の金融機関口座への入金予定日は、払戻し指示がなされた営業日から原則翌銀行営業日（ただし年末年始、土日祝祭日を除く）となることにご留意ください。
6. 金融機関口座と総合口座の名義が異なる場合、登録情報に不備がある場合または総合口座が制限されている場合には、金銭の入金もしくは払戻し、またはその両者を制限することがあります。これによりお客様に損害が発生した場合でも、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社は一切の責任を負いません。

第12条 暗号資産の混合寄託

1. お客様が当社に寄託する暗号資産は、他のお客様から寄託を受けた同一銘柄の暗号資産と混合して保管し、返還にあたっては、混合して保管された暗号資産のなかから、お客様が寄託された暗号資産と同種・同等・同量の暗号資産を返還する「混合寄託契約」により寄託いただくものとします。当社は、総合口座および取引口座を、お客様が有する権利の性質により適切に管理するものとし、混合寄託された暗号資産は、それぞれのお客様ごとの保有数量がデータ上直ちに判別できる状態で管理するものとします。
2. 混合寄託された暗号資産は、当社が自己で保有する暗号資産とは分別し、暗号資産の種類ごとに当社が設置したコールドウォレットで保管するものとします。

第13条 受託販売暗号資産の取り扱い

1. 当社が取り扱う暗号資産のうち、当社が発行者に代わってお客様に対して受託販売を行う暗号資産（以下「受託販売暗号資産」といいます。）については、お客様が当社を通じて受託販売暗号資産を購入する場合、当社は、発行者から受託販売暗号資産を受領すると同時に、当該受領した受託販売暗号資産の数量と同等の対象資産を発行者から購入した上で、当該購入した対象資産を発行者に対して消費寄託することになります。受託販売暗号資産には当該消費寄託に基づき、寄託物である対象資産の返還を求める権利が表示され、当社を通じて受託販売暗号資産を購入したお客様は、発行者に対してかかる権利（以下「対象権利」といいます。）を有することになります。なお、受託販売暗号資産の保有者は、受託販売暗号資産の処分とは別個独立して当該受託販売暗号資産に表示された対象権利を処分することはできません。
2. もっとも、受託販売暗号資産の保有者は、発行者に対して、寄託物である対象資産の現物の返還を求めることはできず、マーケットメイカーである当社との取引を通じて、受託販

© Digital Asset Markets, Inc.

売暗号資産および受託販売暗号資産に表示された対象権利を、寄託物である対象資産の市場価格と近似した価格で売り渡すことができるにとどまります。

3. なお、発行者は、受託販売暗号資産に表示された対象権利に対応する債務の履行について、金融機関による保証を付しており、万が一、発行者が破たんした場合には、当該債務の履行に必要な金額（以下「保証金」といいます。）が金融機関から当社に支払われることになります。また、金融機関から当社に対して支払われる保証金の全額は、信託銀行の信託勘定にて分別管理される仕組みとなっており、万が一、当社が破たんした場合であっても、当該保証金が受託販売暗号資産の保有者に支払われることが予定されております。
4. 発行者が破たんした場合、受託販売暗号資産の保有者であるお客様は、当社に対して、受託販売暗号資産を、寄託物である資産の市場価格と近似した価格（日本円）で買い取ることを求めることができます。
5. 発行者は、受託販売暗号資産の購入に伴ってお客様から寄託を受けた資産を、適切と判断される方法で運用(※)させていただきます。手数料および保管料はかかりません。

   (※)発行者における運用方法については発行者が作成および公開するホワイトペーパーをご確認ください。ホワイトペーパーは当社ウェブサイトおよび発行者ウェブサイトにて公開しております。

第14条 暗号資産の返還

1. 当社に混合寄託された暗号資産の一部または全部が盗難等により総合口座、取引口座またはコールドウォレットから紛失した場合には、お客様の出庫依頼に従い、当該暗号資産と同種・同等・同量の暗号資産または金銭でお客様に返還するものとします。
2. 前項において、当社が返還する暗号資産の全てを手当てできない場合は、当社が返還すべき当該暗号資産に対するお客様の保有割合に応じて当社が手当てした暗号資産を割り当てて返還するものとし、割り当てた暗号資産以外については金銭で返還するものとします。ただし、当社が手当てした暗号資産の数量等によっては異なる取り扱いを行う場合があります。
3. 返還する暗号資産または返還する金銭の算定は、当社が定める時期における当該暗号資産の価格をもとに当社が算定するものとします。
4. 暗号資産または金銭の返還時期は、当社が定める時期において返還するものとします。なお、本サービス用設備・インターネット接続サービス・ソフトウェアの不具合、暗号資産の盗難、または天災地変、戦争、騒乱もしくは暴動等の不可抗力が発生した場合、その他合理的な理由に基づき当社がお客様に通知した場合には、個別約款等の定めにかかわらず、当該事由が解消したと当社が判断し、お客様に通知するまでの間、暗号資産および金銭の返還を猶予できるものとします。

第15条 取引口座への振替

© Digital Asset Markets, Inc.

お客様は、総合口座および取引口座の開設後、暗号資産の現物取引を行う場合は、総合口座にある日本円を取引口座に振り替える必要があります。

第16条 取引内容に関する照会等

1. お客様は、本サービスに関して疑義またはご質問があるときは、当社のご相談窓口にお問い合わせください。
2. お問い合わせ内容は記録・録音させていただく場合がありますが、予め同意いただくものとします。記録・録音データの取り扱いは当社が別途定める登録等にかかる個人情報のお取扱いについてに沿って管理します。
3. お客様からの注文につき、官公署等の関係機関から法令に基づく照会がある場合等、必要があるときは、当社からお客様に対し、取引の内容を照会することがあります。この場合、お客様は速やかにこれに応ずるものとし、当社からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、本サービスの利用ができなくなる場合があります。

第17条 受領情報の提供方法

お客様は、当社がお客様から金銭または暗号資産を受領したときに交付する書面に代えて、暗号資産交換業に関する内閣府令第 22 条第 5 項に規定する事項についての情報を、当社ウェブサイト等上に掲載する方法により提供することについて同意するものとします。

第18条 外国 PEPs に係る条項

1. お客様は過去から現在に至るまで、自らが以下の各号に定める重要な公的地位になく、また、なかったことを確約します。

(1) 外国の元首

(2) 外国において以下の職にある者

- 我が国における内閣総理大臣、その他の国務大臣および副大臣に相当する職
- 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職
- 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
- 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長または航空幕僚副長に相当する職
- 中央銀行の役員
- 予算について国会の議決を経、または承認をうけなければならない法人の役員

© Digital Asset Markets, Inc.

(3) 過去に前各号の地位にあった者
(4) 前各号に該当する者の家族で以下に掲げる者
・ 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係にある者を含む）
・ 子（実子以外の子も含む）
・ 兄弟姉妹
・ 配偶者の父母
(5) 前各号に該当する者が実質的支配者である法人

2. お客様は前項各号のいずれかに該当することとなった場合、必ずその旨を当社に対して遅滞なく届け出るものとします。

第19条 反社会的勢力等の排除

1. お客様は、過去から現在に至るまで、自ら（法人の場合、取締役・執行役・監査役その他役員等を含みます）が、以下の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
(1) 暴力団
(2) 暴力団員
(3) 暴力団準構成員
(4) 暴力団関係企業
(5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
(6) その他前各号に準ずる者
2. お客様は、自ら（法人の場合、取締役・執行役・監査役その他役員等を含みます）または第三者をして以下の各号に該当する反社会的行為を行わないことを確約するものとします。
(1) 暴力的な要求行為
(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
(4) 風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
(5) その他前各号に準ずる行為
3. お客様が暴力団員等もしくは第１項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第１項の規定に基づく表明および確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、当社は、直ちに、当該お客様の登録を取消すとともに当該お客様との間の本サービスに係る契約を解除すること（以下「強制解約」といいます。）ができるものとします。
4. お客様は、強制解約により損害が生じた場合であっても、当社に対し何らの損害の賠償を

© Digital Asset Markets, Inc.

請求することはできず、一方で、当社に損害が生じた場合、これを賠償しなければなりません。

第20条 利用するために必要な設備

1. お客様が本サービスを利用になるためには、当社ウェブサイト等にアクセスしていただく必要があります。
   (1) お客様は、自らの責任と費用において、本サービスの利用に必要な機器、ソフトウェア、通信手段等を適切に準備し、操作するものとします。また当社は、お客様が当社ウェブサイト等にアクセスするための準備、操作方法等については一切関与いたしません。
   (2) 閲覧に必要なアプリケーション等を利用する際には、当該ソフトウェアの配布元が定める規定が適用されるものとします。
   (3) 当社ウェブサイト等の閲覧環境は、当社所定のものとなります。利用の前には必ずご確認ください。
2. お客様は、自らの責任と費用において、コンピュータ・ウィルスの感染、不正アクセスおよび情報漏洩の防止に必要なセキュリティ対策を講じるものとします。

第21条 著作権、財産権その他の権利

1. 本サービスに含まれているコンテンツおよび個々の情報、商標、画像、動画、広告、デザイン等（以下「コンテンツ等」といいます。）に関する著作権、商標権その他の財産権は当社もしくは当該コンテンツ等を制作した著作者または著作権者に帰属しています。また、本サービスおよび関連して使用されている全てのソフトウェアは、知的財産権に関する法令等により保護されている財産権を含んでいます。
2. お客様は、当社および著作権その他の財産権を有する第三者から利用・使用を許諾されている場合、および法令により権利者からの許諾なく利用または使用が許容されている場合を除き、本サービスの内容を複製、編集、改変、掲載、転載、公衆送信、配布、販売、提供、翻訳その他あらゆる利用または使用を行ってはなりません。
3. お客様が前項に反する行為によって被った損害については、当社は一切の責任を負いません。また、お客様がこれらの行為によって利益を得た場合、当社はその利益相当額を請求できる権利を有するものとします。

第22条 お客様への連絡手段

当社からお客様への連絡、通知は、当社所定のウェブサイトへの掲載またはメールを送信することをもって行うこととします。ただし、当社が必要と判断した場合は、郵便や電話等他の

© Digital Asset Markets, Inc.

手段も使用する場合があります。

第23条 他サイトへのリンク

本サービス中には、他のウェブサイトまたはリソースへのリンクが設置される場合があり、また第三者が他のウェブサイトまたはリソースへのリンクやトラックバックを登録する場合があります。リンク先のウェブサイトまたはリソースは、それぞれの運営者が独立して管理しており、当社はその内容、安全性等について一切関知しておりません。お客様がこちらのリンク先にアクセスしたことにより生じた損害について、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社は一切の責任を負わないものとします。

第24条 本サービスの廃止または中断

1. 当社は、本サービスの保守点検のため定期的に、または以下のいずれかの事由が生じた場合には、お客様への事前通知なく、本サービス（本サービスにおいて提供する情報の内容を含みます。）の全部あるいは一部の提供を廃止または中断することができるものとします。それによりお客様や第三者が損害を被った場合でも、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社は一切の責任を負いません。

(1) 当社または当社指定の第三者による、当社ウェブサイト等に関する設備の点検または保守作業を行う場合
(2) 当社ウェブサイト等に関する設備の障害または故障が発生した場合
(3) 地震、洪水、津波等の自然災害、戦争、動乱、暴動、停電その他の非常事態が発生した場合
(4) 司法、行政機関等しかるべき機関から法令に基づく要請による場合
(5) 暗号資産市場の混乱等の状況に鑑みて、当社が必要と判断した場合
(6) その他本サービスの運用上または技術上の理由により、当社が必要と判断した場合

2. 前項において、取り扱い暗号資産を廃止する際、当社が事前に通知するサービス提供終了期限までに暗号資産現物取引の保有残高の解消をお客様ご自身で行わなかった場合、当社所定の時点で、当社の定める価格により当該暗号資産を日本円で精算できるものとします。

第25条 禁止事項

1. お客様は、以下の各号に定める行為を行ってはならないものとします。お客様の行為が禁止事項に該当するか否かの判断は当社が行い、お客様は当社の判断に従うものとします。

(1) 法令、監督官庁のガイドライン、自主規制規則もしくは本約款に違反する行為、またはそ

© Digital Asset Markets, Inc.

の趣旨に反する行為

(2) 本約款第 18 条第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第 2 項に定める届出義務を履行しない行為、または同条第 1 項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をする行為

(3) 本約款第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第 2 項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第 1 項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をする行為

(4) 本サービスを法令に違反して利用する行為

(5) 本サービスを法令違反、公序良俗に反する行為またはこれらのおそれのある行為に利用する行為

(6) 賭博・ギャンブル（オンラインカジノを含む。）を開帳し、利用し、もしくは助長する目的で本サービスを利用する行為、またはそのおそれのある行為

(7) マネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは制裁違反に該当する行為またはこれに関連もしくは類似する行為、もしくは犯罪行為に関連する行為

(8) 架空名義の使用、第三者へのなりすまし、または当社の許諾なく複数の取引口座を保有する行為

(9) 公的個人認証サービス（JPKI）の不正利用、第三者のマイナンバーカード、電子証明書、暗証番号その他認証情報を利用して本人確認その他の手続を行う行為、またはこれらの情報を不正に取得し、使用し、もしくは第三者に使用させる行為

(10) 第三者のために口座開設を申込み、または第三者に利用させる目的で口座を開設する行為

(11) 有償・無償を問わず、お客様の口座（口座利用に係る地位または権利を含む。）または認証情報（ユーザ ID、パスワード、パスキー、二段階認証情報その他本人認証に必要な情報を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、質入し、担保に供し、または売買その他の方法による処分する行為

(12) 前号に定めるもののほか、お客様の口座または認証情報を第三者に利用させる行為

(13) 第三者にお客様の口座へ金銭を入金させ、または第三者からの入金を受け入れる行為

(14) お客様の口座から第三者に対して金銭を出金する行為（相続その他法令に基づく場合または当社が認める場合を除く。）

(15) 他のお客様または第三者に損害、不利益もしくは迷惑を与える行為、またはそのおそれのある行為

(16) 本サービスによって提供される情報の全部または一部について、当社の事前の承諾なく、複製、転載、送信、頒布、配布、販売、改変、翻案、翻訳その他これらに類する利用を行う行為

(17) 本サービスの運営を妨げる行為、またはそのおそれのある行為

(18) 当社または本サービスの信用、名誉もしくは評価を毀損する行為、またはそのおそれの

© Digital Asset Markets, Inc.

ある行為

(19) 本サービスの内容または本サービスに関し利用できる情報を改竄または消去する行為

(20) 当社、他のお客様または第三者の知的財産権、肖像権、名誉権、プライバシー権その他の権利または利益を侵害する行為、またはそのおそれのある行為

(21) インサイダー取引その他法令により禁止される情報利用取引に該当する行為

(22) 広告、宣伝、勧誘その他営業活動を目的として他のお客様に接触し、または本サービスを利用する行為

(23) 暗号資産の二重譲渡に該当する行為またはそのおそれのある行為

(24) 前各号の行為を企図し、助長し、教唆し、または幇助する行為

(25) その他、当社が不適切であると判断した行為

2. 当社は、お客様が前項各号のいずれかに該当し、または該当するおそれがあると判断した場合、事前の通知または催告等を要することなく、当社の裁量により、本サービスの利用の停止、預かり資産の凍結、取引の制限、契約の解約その他当社が適切と判断する措置を講じることができるものとします。

3. 当社は、前項の措置を講じた理由について、いかなる理由であってもお客様に対して開示する義務を負わないものとします。

4. 当社が第 2 項に基づく措置を講じたことによりお客様に損害が生じた場合であっても、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社は一切の責任を負わないものとします。

第26条 解約等

1. お客様は、当社所定の方法で当社に通知することにより、本サービスの利用契約を解約し、お客様としての登録を取り消すことができます。お客様が自ら登録を取り消す場合には、お客様自身で、予め総合口座にある金銭の引出および暗号資産の売却を完了しておくことが原則として必要となります。ただし、お客様が総合口座および取引口座に保有する金銭または暗号資産の残高が、それぞれ出金手数料ならびに当社に支払うべき不足金および諸費用に満たない場合は、当該残高を当社の処分に委ねた上で解約し、登録を取り消すことを妨げないものとします。

2. 当社は、お客様が以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合、事前の通知、催告等を要することなく、当社の裁量により、本サービスの利用の停止、預かり資産の凍結、解約その他当社が適切と判断する措置を講じることができます。

(1) お客様の所在が不明となったとき

(2) お客様が死亡し、相続の開始があったとき

(3) 後見開始、保佐開始もしくは補助開始の審判を受け、お客様または後見人等に対する連絡・調査等を行った結果、当社との取引を継続できないと判断したとき

(4) 支払停止もしくは支払不能となり、または破産手続、民事再生手続、会社更生、特別清

© Digital Asset Markets, Inc.

算、もしくはこれらに類する手続開始の申立てがあったとき

(5) 自ら振出し、もしくは引き受けた手形もしくは小切手につき、不渡りの処分を受けた場合、または手形交換所の取引停止処分その他これに類する措置を受けたとき

(6) 差押、仮差押、仮処分、強制執行または競売の申立てがあったとき

(7) 租税公課の滞納処分を受けたとき

(8) お客様側の事由により当社からお客様への通知が不可能なとき

(9) 最終利用日から当社の定める期間、本サービスの利用がないとき

(10) その他本サービスの利用が不適切であると当社が認めるとき

3. 当社が前項の措置を行った理由については、その理由の如何を問わずお客様に対して一切お答えできません。

4. 第 2 項各号のいずれかに該当した場合、お客様は、当社に対して負っている全ての債務について当然に期限の利益を失うものとし、当社に対して直ちに全ての債務の支払いを行わなければなりません。

5. 当社が行った第 2 項の措置に起因してお客様に損害が発生しても、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社は一切の責任を負いません。

6. 当社がお客様との間で本サービスの利用契約の解約を行う場合において、お客様の当社に対する債務が残存するときは、残存する債務をお客様の計算において反対売買等により決済した上で、当社とお客様の間の債権債務を清算するものとし、その場合に発生した諸費用はお客様が負担するものとします。また、お客様が当社に支払うべき不足金があるときは、お客様は当社に対して直ちに支払うものとします。

7. 当社がお客様との契約を解約する場合には、お客様への事前連絡やお客様の承諾を要することなく、全残高を当社の任意のタイミングで決済することができるものとし、解約時において認証済の金融機関口座登録があり、かつ、決済時点で出金手数料および諸費用を上回る残高がある場合のみ、出金手数料、差押等に係る債務の弁済額、前項の不足金その他諸費用の合計額を差し引いた金額を日本円で当該金融機関口座へ返金するものとします。ただし、第 2 項第 2 号の場合においては、当社が別途定めた手続に従い、相続手続き書類を確認した時点で被相続人が保有していた暗号資産を売却し日本円に換金した上で、総合口座にある金銭とともに代表相続人の指定する金融機関口座に振り込むものとします。また、同項第 4 号の場合には裁判所、破産管財人その他お客様の財産の管理権限がある者の指示に従い、振り込むものとします。

第27条 免責事項

1. 当社は、暗号資産の売買ならびに暗号資産自体の価値、機能、使用先および用途について、いかなる保証も行わず、また一切の責任を負いません。

2. 当社は、本サービスにおいて、お客様の注文を成立させる義務を負うものではありませ

© Digital Asset Markets, Inc.

ん。したがって、注文が成立しない場合や、成立した売買契約が無効、取消、解除その他の理由により効力を失った場合でも、当社に故意または重過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。

3. お客様は、本サービスの利用が、当該お客様に適用される法令または所属団体の規則等に違反しないかを自己の責任と費用により調査するものとし、当社はこれらへの適合性について何ら保証するものではありません。
4. 本サービスまたは当社ウェブサイト等に関連して、お客様と他のお客様または第三者との間において生じた取引、紛争等については、お客様の責任において処理・解決するものとし、当社は一切の責任を負いません。
5. 当社は、本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能または変更、情報の削除・消失、登録の取消、データの消失、機器の故障・損傷等によりお客様が被った損害について、当社に故意または重過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。
6. 当社は、本サービスにおいて提供する情報の正確性または完全性を保証するものではなく、これに基づいて生じた損害について、当社および情報提供会社は一切の責任を負いません。
7. 当社は、システム障害を原因とする暗号資産の約定を取り消すことができるものとし、これにより生じた損害についても、当社に故意または重過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。
8. 当社は、インターネットの通信障害や、ネットワーク・システム・サーバ・プロバイダー・ハードウェア・ソフトウェアの故障等により生じた損害について、当社に故意または重過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。
9. 当社は、当社が保管・管理するお客様の金銭または暗号資産に関して発生した損失については、当社の故意または重過失による場合（第 5 項に定める本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能または変更、情報の削除・消失、登録の取消、データの消失、機器の故障・損傷等を除く。）によって発生した場合を除き、一切の責任を負いません。
10. 当社は、暗号資産に関連する法律、政令、規則、命令、通達、条例、ガイドラインその他の規制もしくは暗号資産に関連する消費税を含む税制の将来の制定または変更により、お客様に損害が発生した場合であっても、当社に故意または重過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。
11. 当社は、暗号資産に対する法令等または関連した消費税を含む税制の将来の制定または変更の効力が過去に遡及し、これによりお客様に損害が発生した場合であっても、当社に故意または重過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。
12. 当社は、暗号資産自体の価値、安定性および適法性について一切保証するものではなく、暗号資産の特性に基づく、価格変動、流動性の低下、ブロックチェーン上の記録の消失等のリスクの顕在化により、お客様に損害が発生した場合であっても、当社に故意または重過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。

© Digital Asset Markets, Inc.

13. 当社は、公的個人認証サービス（JPKI）の利用に関して、電子証明書の有効期限切れ、マイナンバーカードの不具合、通信障害、J-LIS のシステム障害その他の事由により本人確認が完了しない場合であっても、当社に故意または重過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。
14. 当社は、マイナンバーカードの紛失、盗難、暗証番号の失念、暗証番号の入力誤りによるロックその他お客様の責に帰すべき事由により生じた損害について、責任を負わないものとします。
15. 個人のお客様（事業として取引を行うお客様を除きます。）が本サービスを利用する場合には、本約款第 27 条 2 項、第 27 条 5 項、第 27 条 7 項、第 27 条 8 項、第 27 条 9 項、第 27 条 10 項、第 27 条 11 項、および第 27 条 12 項における「故意または重過失」の文言は、「故意または過失」と読み替えて適用するものとします。また、消費者契約法の適用その他の理由により、前各項の免責規定が適用されず、当社が故意または重過失により損害賠償責任を負う場合には、当社は法令に従い責任を負うものとします。
16. 前各項その他本約款における当社の損害賠償責任を免責する規定にかかわらず、当社がお客様に対して損害賠償責任を負う場合であっても、当社の賠償責任の上限は、損害の原因が発生した時点から遡って過去 1 ヶ月間に、お客様から現実に受領した本サービスの利用料金の総額とします。ただし、当社に故意または重過失がある場合には、この限りではありません。

第28条 クーリングオフ

お客様は、本サービスの性格上、取引成立後に当該注文に係る契約を解除することは出来ません。

第29条 本約款の変更または廃止等

1. 本約款および本サービスの内容は、経済情勢の変化その他合理的理由がある場合には、民法第 548 条の 4 の定めに基づき、当社の判断により本約款および本サービスの内容を変更または廃止することがあります。これに伴い、本サービスの全部または一部の利用を停止することがあります。
2. 前項に基づく変更・廃止または利用停止によりお客様に損害が生じた場合でも、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社は一切の責任を負いません。
3. 本約款または本サービスの内容を変更または廃止する場合、当社のウェブサイト等に掲示することにより告知します。お客様は、利用の際に最新の約款をご確認ください。変更後に本サービスを利用された場合、変更後の約款に同意いただいたものとみなします。

© Digital Asset Markets, Inc.

第30条 譲渡・質入れ等の禁止

お客様は、本約款に基づく契約上の地位および本サービスに関する一切の権利を、譲渡、貸与、質入れその他第三者の権利として設定し、または第三者に利用させることはできません。

第31条 分離可能性

本約款のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本約款の残りの規定および一部は、継続して完全に効力を有するものとします。

第32条 準拠法、裁判管轄

本約款の準拠法は日本法とし、本約款または本サービスに関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第33条 協議

当社およびお客様は、本約款に定めのない事項または本約款の解釈に疑義が生じた場合には、互いに信義誠実の原則に従って協議の上、速やかに解決を図るものとします。

以上

2021 年 11 月 1 日制定
2026 年 11 月 30 日最終改定

© Digital Asset Markets, Inc.